

第1編 基本編

第1章 総則

第1節 目的と構成

この計画は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第42条の規定に基づいて、読谷村災害対策に関し、おおむね次の事項を定め、もって総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、防災の万全を期すものである。

1. 村の防災対策に関する指定地方行政機関、県、村、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱並びに村民等の責務
2. 治山、治水、砂防及び海岸保全事業、緊急防災・減災事業、地震防災緊急事業五箇年計画の推進に係る事業、防災教育及び訓練、災害用食糧、物資及び資材の備蓄及び防災施設の整備その他の災害予防に関する計画
3. 防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、衛生、文教及び交通輸送その他の災害応急対策に関する計画
4. 災害復旧・復興に関する計画
5. その他の必要な事項
6. なお、本計画の構成、対象災害は次のとおりである。

構成	災害対策
第1編 基本編	本計画の目的、想定する災害、防災関係機関等の役割分担、防災対策の基本方針及び計画の見直し・推進体制等の基本的事項
第2編 地震・津波編	地震・津波に対する予防計画、応急対策計画、災害復旧・復興計画
第3編 風水害等編	台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害（竜巻を含む）、大規模火災、林野火災、危険物等災害、不発弾等災害、原子力災害、道路事故災害、航空機事故災害及び海上災害に関する予防計画、応急対策計画及び復旧・復興計画
資料編	各編に係る資料・様式

第2節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

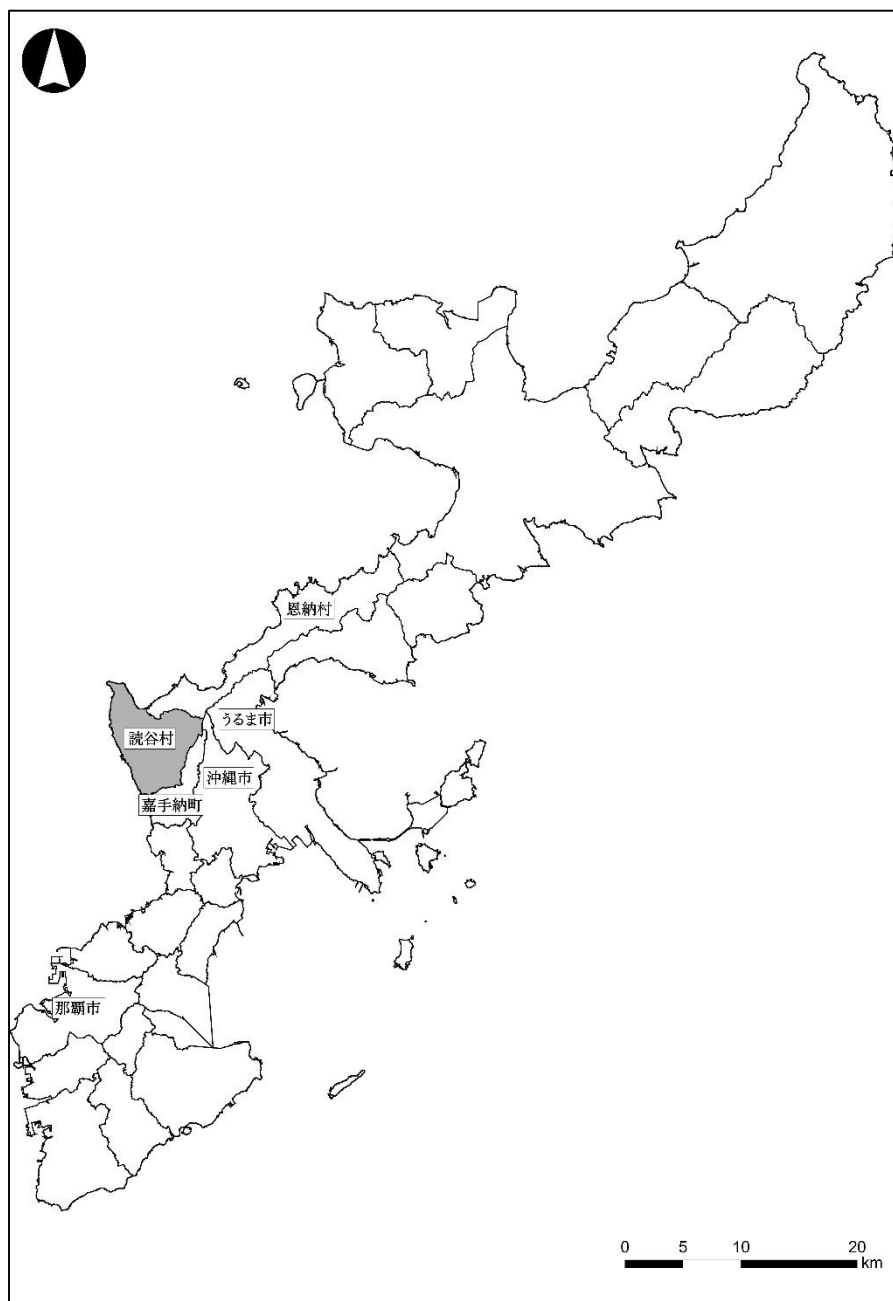
基本法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
救助法	災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。
県防災計画	沖縄県地域防災計画をいう。
村防災計画	読谷村地域防災計画をいう。
県本部	沖縄県災害対策本部をいう。
現地本部	沖縄県現地災害対策本部をいう。
地方本部	沖縄県災害対策地方本部をいう。
村本部	読谷村災害対策本部をいう。
村本部長	読谷村災害対策本部長をいう。

第3節 本村の概況

1. 位置

本村は、沖縄本島中部の西側にあつて東シナ海に面し、那覇市より北に28kmに位置する。北は恩納村、東は沖縄市、南は嘉手納町に隣接している。村の東部から中央部までは、丘陵をなし、東シナ海へ緩やかに傾斜している。村域は、残波岬を突端にして東シナ海へカギ状に突き出た半島状の形状をなし、沖縄本島の幹線道路である国道58号が本村を縦断している。

■位置図



2. 面積

本村の総面積は、35.28 k m²で、沖縄県の総面積の約1.5%であり、県内で18番目の大きさである。その内12.59 k m²が米軍提供施設となっており総面積の約36%を占めている。また、可住地面積は26.61 k m²、耕地面積は8.54 k m²、林野面積は8.56 k m²となっている。

資料編（第1編 第1章）3-1 参照

3. 地勢地質

東は海拔200mの読谷岳を頂点に南におおむね緩やかな丘陵傾斜地となり、西は130mの座喜味城跡を頂点にカルスト台地が広がり、段丘が海岸へ続いている。

地質は、ほとんどが珊瑚石灰土層や、国頭礫層でわずかながら東部に粘土岩土壌が分布している。

4. 気候・気象

気候は、高温多湿・多雨で、気温の年日較差が小さい亜熱帯海洋性であり、年平均気温は23°C前後、年降水量は1,800mm程度である。2014年には、1日最大297.5mmの雨量を観測している。

夏と冬の季節風の交替は顕著であり、夏は太平洋高気圧の中で南～南東の風が吹き蒸し暑い晴天の日が多く、熱帯夜が続く。冬は大陸高気圧の張出しで北～北東風が吹き曇雨天の日が多い。

自然災害をもたらす主な大気現象は、台風、大雨及び干ばつである。沖縄地方は最盛期の台風の通り道に当たり、暴風雨や高波等を伴って、本村においても大きな被害が起きている。

資料編（第1編 第1章）3-2 参照

5. 河川

比謝川は、本村と嘉手納町との境界を流れ、流域面積 50 k m²、流路延長 14.5 k m の県内では最大規模の河川の一つである。また、村内には、比謝川と合流する長田川、恩納村との境界にある長浜川がある。比謝川は 2 級河川、長田川及び長浜川は普通河川である。

6. 人口及び世帯数

人口及び世帯は 1983 年以降毎年 1～2 % 程度の伸び率で増加している。平成 30 年における本村の人口は 41,375 人、世帯数 16,196 世帯となっている。

しかし、老年人口は昭和 50 年では 7.7 % だったが平成 20 年では 16.1 % 平成 27 年では 18.5 % と増加しており、高齢化が進んでいる。

資料編（第1編 第1章）3-3 参照

資料編（第1編 第1章）3-4 参照

■ 区域別の人口及び世帯数（平成 30 年 4 月末現在）

字名	住民人口（日本人）			世帯数			
	合計	男	女	合計	内訳		
					日本人	外国人	複数戸籍
伊良皆	2,700	1,341	1,359	1,091	1,091	1,060	13
上地	698	359	339	287	284	3	0
宇座	523	258	265	226	221	9	6
大木	2,260	1,102	1,158	895	856	28	11
大湾	2,137	1,086	1,051	861	841	7	13
喜名	3,526	1,762	1,764	1,300	1,277	15	8
儀間	504	254	250	203	195	5	3
座喜味	3,463	1,665	1,798	1,433	1,388	25	20
瀬名波	1,576	797	779	645	626	12	7
楚辺	4,553	2,218	2,335	1,814	1,776	17	21
高志保	2,950	1,454	1,496	1,089	1,071	10	8
渡具知	985	502	483	397	358	31	8
渡慶次	1,811	891	920	679	666	7	6
都屋	1,485	751	734	691	671	9	11
長浜	3,248	1,574	1,674	1,360	1,287	49	24
波平	3,411	1,662	1,749	1,323	1,301	13	9
比謝	1,784	911	873	719	707	6	6
比謝砦	94	47	47	41	41	0	0
古堅	3,049	1,472	1,577	1,142	1,117	6	19
小計	40,757	20,106	20,651	16,196	15,733	270	193
外国人	618	378	240				
合計	41,375	20,484	20,891				

（字別住民基本台帳人口及び外国人登録人口）

第4節 災害の記録・想定

本計画は、本村の気象、地勢及び地質等の地域特性によって起こる災害を検討した結果、次に掲げる規模の災害を想定の基本として策定した。

ただし、平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）、1771年の八重山地震津波（明和大津波）の教訓から、歴史に学ぶ最大クラスの地震・津波からの避難についても、村内全域で可能な限り対策を講じる必要がある。

1. 風水害

(1) 台風

ア 昭和32年台風第14号フェイ

襲来年月日昭和32年9月25日、26日

最大風速 47.0 m/s（那覇）

最大瞬間風速 61.4 m/s（那覇）

降水量 70.7 mm（那覇、25～26日）

死傷者・行方不明者 193名（うち死者及び行方不明者 131名）

住宅全半壊 16,091戸

イ 第2宮古島台風昭和41年台風第18号コラ

襲来年月日昭和41年9月5日

最大風速 60.8 m/s（宮古島）

最大瞬間風速 85.3 m/s（宮古島）

降水量 297.4 mm（宮古島、3～6日）

死傷者 41名

住宅全半壊 7,765戸

ウ 平成15年台風第14号マエミー

襲来年月日平成15年9月10日、11日

最大風速 38.4 m/s（宮古島）

最大瞬間風速 74.1 m/s（宮古島）

降水量 470.0 mm（宮古島、9～12日）

死傷者 94名（うち死者1名）

住宅全半壊 102棟（うち全壊 19棟）

(2) 地すべり

発生年月日 平成18年6月10日

発生場所 沖縄県中頭郡中城村字北上原及び安里地内

降雨状況 先行降雨量 533mm (5/1～6/9)

集中降雨量 88mm (6/10)

地すべり規模 平均高さ 30m (最大42m)、長さ 約335m

移動土量 約34万m³、地すべり面積 5万6千m²

地すべり幅 最大260m

人的被害 なし

道路損壊 県道35号線延長140m、村道坂田線延長100m

(3) 高潮（浸水想定）

本島に來襲する台風の特徴をもとに、大きな被害をもたらす恐れがある台風の経路及び中心気圧（最低中心気圧870hPa）を想定して、波浪と高潮による浸水区域を予測した。調査は平成18年度に本島沿岸域、平成19年度に宮古・八重山諸島沿岸域を対象に実施しており、本島における予測結果の概要は次のとおりである。

対象	想定台風の経路	浸水予測
本島沿岸域	①沖縄本島西側を北上 ②沖縄本島南側を西進 ③沖縄本島東側を北上	本島南部では海岸に沿って広がっている低地、本島北部や周辺諸島では海岸や河川に沿って点在する低地が浸水。

(4) 土砂災害（危険箇所・区域等）

本村には、急傾斜地崩壊危険箇所が11箇所、急傾斜地崩壊危険区域は1区域が存在する。

これらの危険箇所・区域等は表層崩壊を想定している。

資料編（第1編 第1章）4-1 参照

2. 地震及び津波の被害想定

本村の地震防災・減災対策の数値目標の基礎となる大規模地震・津波による物的・人的被害量等について、「沖縄県地震被害想定調査」（平成25年度）に基づき、被害の概要を以下にまとめる。

(1) 想定地震

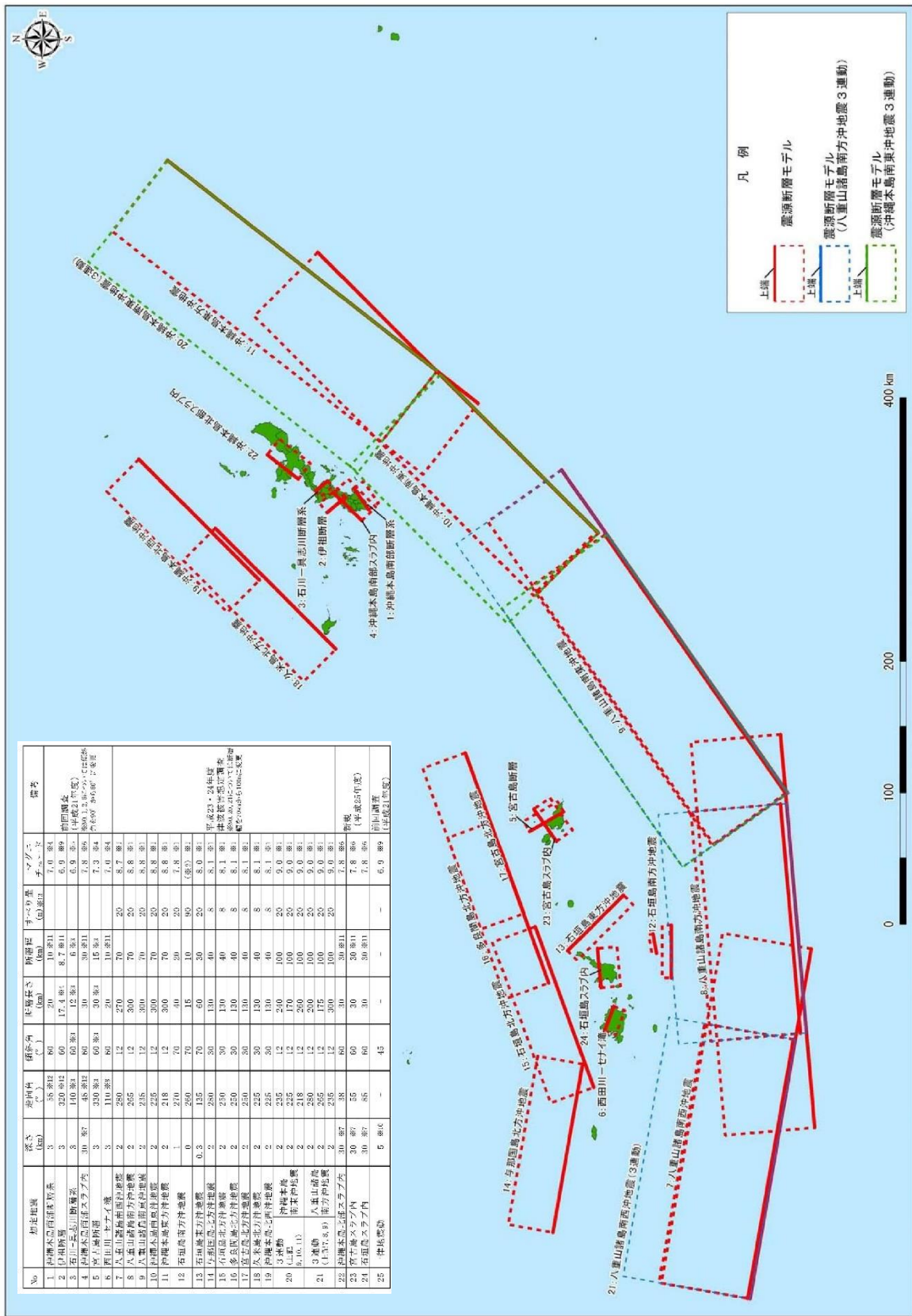
本村周辺で発生する恐れがある地震から、次の14つの想定地震を設定した。想定地震の概要は次のとおりである。

なお、最大震度はすべての地震で震度6弱以上と予測され、前回調査でも想定した5地震のうち4地震では震度7が予測された。

地震・津波被害予測の想定地震一覧

想定地震	マグニチュード	ゆれ等の特徴（予測最大震度）	備考
沖縄本島南部断層系	7.0	沖縄本島南部において震度が大きい（7）	前回調査（平成21年度）より
伊祖断層	6.9	那覇市周辺において震度が大きい（7）	
石川－具志川断層系	6.9	沖縄本島中南部において震度が大きい（7）	
沖縄本島南部スラブ内	7.8	沖縄本島南～中部において震度が大きい（6強）	平成23・24年度津波被害想定調査より
八重山諸島南西沖地震	8.7	津波浸水深の最大値を示す（6弱）	
八重山諸島南方沖地震	8.8	津波浸水深の最大値を示す（6弱）	
八重山諸島南東沖地震	8.8	津波浸水深の最大値を示す（6弱）	
沖縄本島南東沖地震	8.8	津波浸水深の最大値を示す（6弱）	
沖縄本島東方沖地震	8.8	津波浸水深の最大値を示す（6弱）	
久米島北方沖地震	8.1	久米島、粟国島において震度が大きい（6強）	
沖縄本島北西沖地震	8.1	伊平屋島、伊是名島において震度が大きい（6弱）	
沖縄本島南東沖地震3連動	9.0	沖縄本島及び周辺島嶼広域において震度が大きい（6強）	
八重山諸島南方沖地震3連動	9.0	先島諸島広域において震度が大きい（6強）	
沖縄本島北部スラブ内	7.8	沖縄本島中～北部において震度が大きい（6強）	平成25年度に新規設定

■被害想定対象地震の震源位置



参考資料：H25年度沖縄県地震被害想定調査について

(2) 予測項目・条件

予測する主な項目は、各々の地震による震度（地震動）、液状化危険度、建築物被害（揺れ、液状化、土砂災害、津波、地震火災）、出火・延焼、人的被害、ライフライン被害、交通施設被害、生活機能支障、災害廃棄物被害、避難者、要配慮者被害である。

なお、火災や人的被害に影響する発生の季節や時刻等は、次のように設定されている。

- ア 出火・延焼は、夏季及び冬季並びに昼及び夕方とし、危険度の高い時刻（11～13時及び17～19時）を選定
- イ 人的被害は、夏季及び冬季並びに昼間及び夜間とし、昼間一般に活動している時間帯と夜間自宅に居住する時間帯
- ウ ライフライン（電力、通信施設等）の被害は、地震火災の影響が最も大きくなる冬の夕方

(3) 予測結果の概要

本村の予測死者数は、沖縄本島南東沖地震3連動のケースが最も多く、28人に上る。負傷者数は、重症が約175人、軽症が505人に上る。不詳の主な原因は土砂災害や津波が多い。

また、避難者は場合によって異なるが、災害後1日目ではこのケースが最も多く避難所内外を合わせて1,687人に上る。災害後1週間を経過すると沖縄本島南部スラブ内地震が多くなり、避難所内外で1,304人に上る。

建物被害は全壊が697棟で石川一具志川断層系による地震が最も多く、半壊は1,666棟で沖縄本島南部スラブ内地震が最も多い。

ライフラインでは、上下水道被害では沖縄本島南東沖地震が多く、断水人口は261人、下水道支障は5,521人に上り、通信不通や停電では沖縄本島南部スラブ内地震が多い。通信不通は1,804回線、停電は3,806戸に上る。

本村の各想定地震（冬の夕方の場合）の被害量は、次のとおりである。

想定項目 想定地震	死者 [人] 津波	重傷者 [人] 津波	軽傷者 [人] 津波	避難者（避難所内）[人]		全壊 [棟] 津波	半壊 [棟] 津波	断水 [人]	都市ガ ス停止 [戸]	下水道 被害 [人]	停電 [軒]	通信機能 障害 [回線]
				直後	1週間後							
沖縄本島南部断層系による地震	0	1	18	32	26	10	103	0	0	1,687	0	0
伊祖断層による地震	5	37	204	471	392	376	997	0	0	2,187	1,478	708
石川ー具志川断層系による地震	10	69	308	775	646	697	1,448	0	0	2,377	2,674	1,290
沖縄本島南部スラブ内地震	8	61	340	782	652	619	1,666	0	0	2,193	3,806	1,804
八重山諸島南西沖地震	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八重山諸島南方沖地震	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八重山諸島南東沖地震	0	0	8	12	10	1	44	0	0	1,041	0	0
沖縄本島南東沖地震	15 (15)	92 (83)	250 (161)	772	297	174 (81)	605 (136)	261	0	5,521	374	292
沖縄本島東方沖地震	1	11	88	170	142	91	469	0	0	1,687	39	23
久米島北方沖地震	17 (17)	108 (105)	243 (203)	398	148	79 (46)	295 (75)	148	0	5,521	243	203
沖縄本島北西沖地震	0	4	34	63	52	27	188	0	0	1,687	0	0
沖縄本島南東沖地震3連動	28 (24)	175 (141)	505 (273)	1,070	559	425 (75)	1,293 (120)	242	0	5,521	2,829	1,433
八重山諸島南方沖地震3連動	0	1	18	25	2	1	101	0	0	1,211	0	0
沖縄本島北部スラブ内地震	5	43	271	596	496	435	1,358	0	0	2,183	3,032	1,428

注：(津波) の欄は津波による被害数である

参考資料：平成 25 年度沖縄県地震被害想定調査（読谷村）

(4) 市町村の直下型地震について

(1)の想定地震は、本県において発生する可能性が高い地震等から設定したものであるが、地震の多い我が国では、どの地域においてもマグニチュード6.9程度の直下型地震が起こりうる。

そこで県では、市町村の地震防災マップの作成等、全市町村の地震対策の基礎資料となるように、県下各市町村の直下でマグニチュード6.9の地震を想定し、震度、液状化、建物被害を予測している。

3. 津波の浸水想定

県による避難計画等の基礎となる津波の浸水想定区域、津波到達時間等について、概要を次にまとめる。

(1) 切迫性の高い津波

「沖縄県津波・高潮被害想定調査」(平成18・19年度)では、本県に将来発生すると予想される地震津波の波源を想定して、浸水区域等を予測している。

これによると、読谷村都屋地点における浸水想定は、最大遡上高6.9m、第1波の到達時間25分とされている。

■ 「沖縄県津波・高潮被害想定調査」(平成18・19年度) 津波浸水想定モデル一覧

	波源位置 (モデル名)	マグニチュード	断層長さ (km)	断層幅 (km)
1	沖縄本島北方沖 (C01)	7.8	80	40
2	沖縄本島南東沖 (D01W)	7.8	80	40
3	沖縄本島南西沖 (H9RF)	7.8	80	40
4	久米島南東沖 (C02)	7.8	80	40
5	久米島北方沖2 (B04E)	7.8	80	40
6	宮古島東方沖 (C04W)	7.8	80	40
7	宮古島南東沖 (D06N)	7.8	80	40
8	宮古島西方沖 (C05E)	7.8	80	40
9	石垣島東方沖1 (C06W)	7.8	80	40
10	石垣島東方沖2 (NM11)	7.8	60	30
11	石垣島南方沖 (IM00)	7.7	40	20
12	石垣島北西沖 (A03N)	7.8	80	40
13	与那国島北方沖 (A01N)	7.8	80	40
14	与那国島南方沖 (GYAK)	7.9	100	50

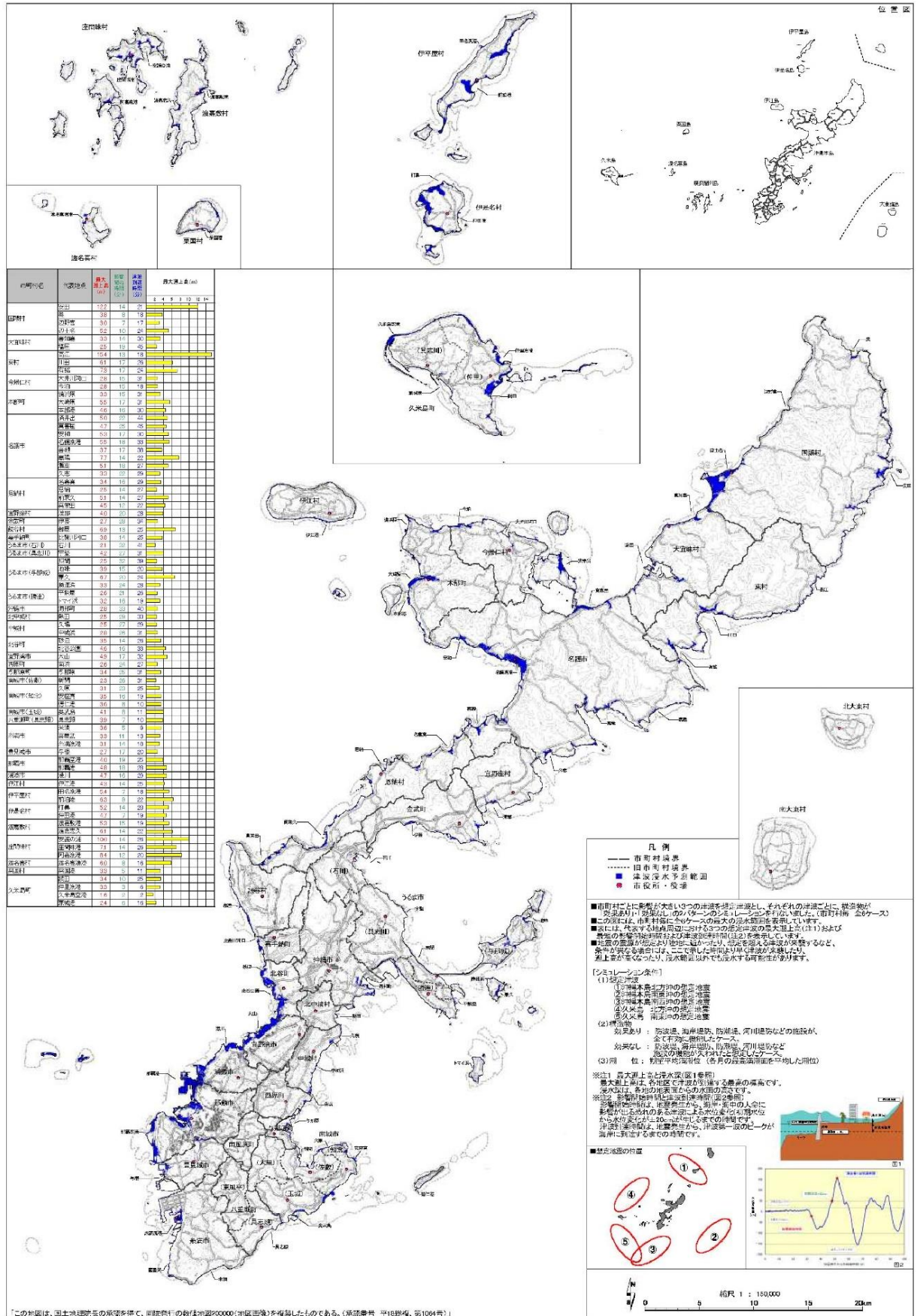
「沿岸の最大水位」：沿岸の沖合で最大となる津波の水位

「影響開始時間」：沿岸の沖合の水位が、地震発生時から50cm上昇するまでの時間

「津波到達時間」：津波第一波のピークが沿岸の沖合に到達するまでの時間

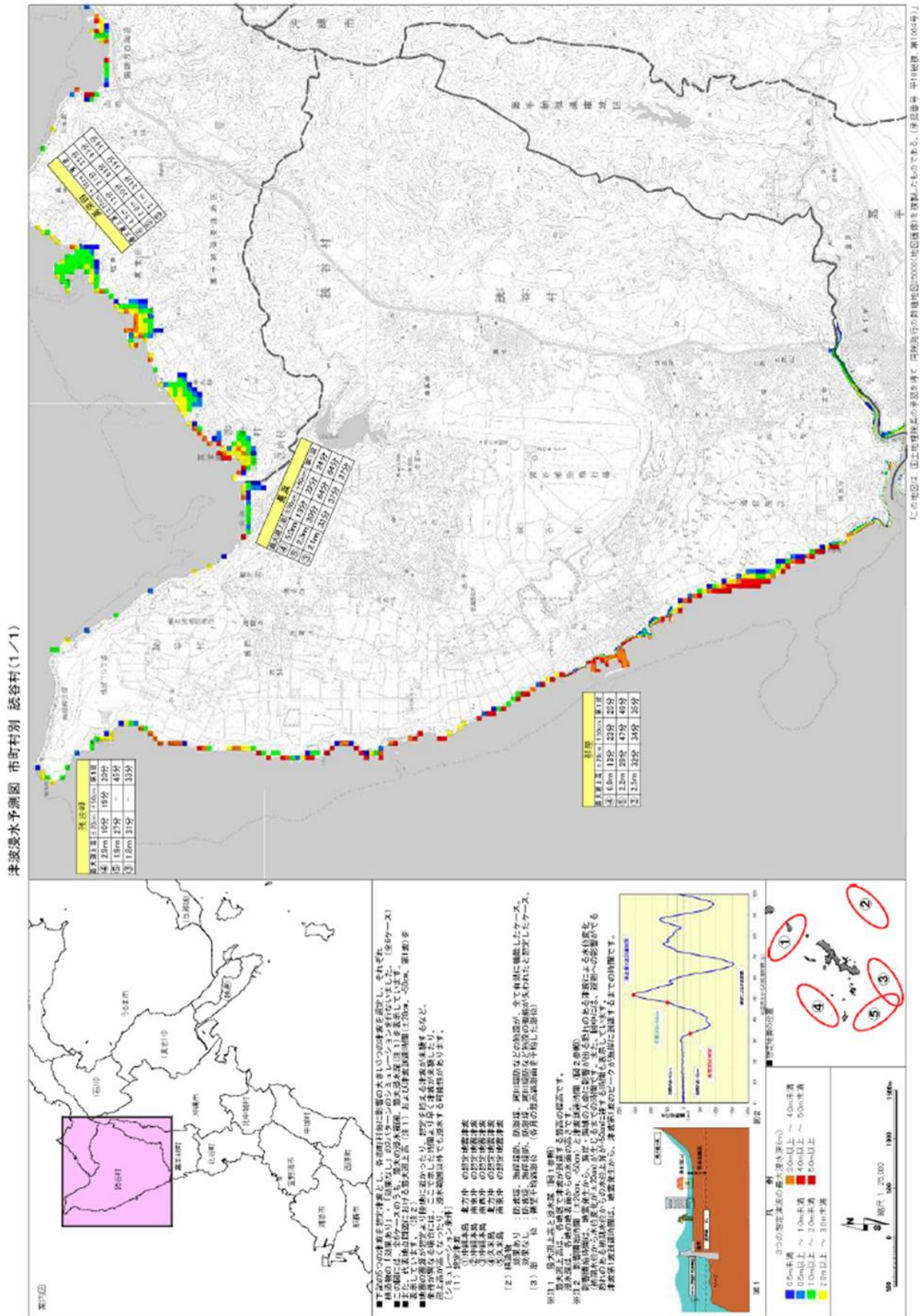
「最大遡上高」：津波が到達する最も高い標高

■切迫性の高い津波浸水想定結果（全県）



「この地図は、国土地理院長の承認を受けて、同院発行の地形図(1:50000:地形図)を複製したものである。(原簿番号 平16総復、第104号)」

■切迫性の高い津波浸水想定結果（読谷村）



参考資料：沖縄県津波・高潮被害想定調査（平成20年3月）

(2) 最大クラスの津波

「沖縄県津波被害想定調査」(平成23・24年度)では、これまでの調査研究を踏まえた学術的な知見から、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等を予測している。

これによると、読谷村都屋地点における浸水想定は、最大遡上高16.0m、第1波の到達時間24分とされている。

■「沖縄県津波被害想定調査」(平成24年度)津波浸水想定モデル一覧

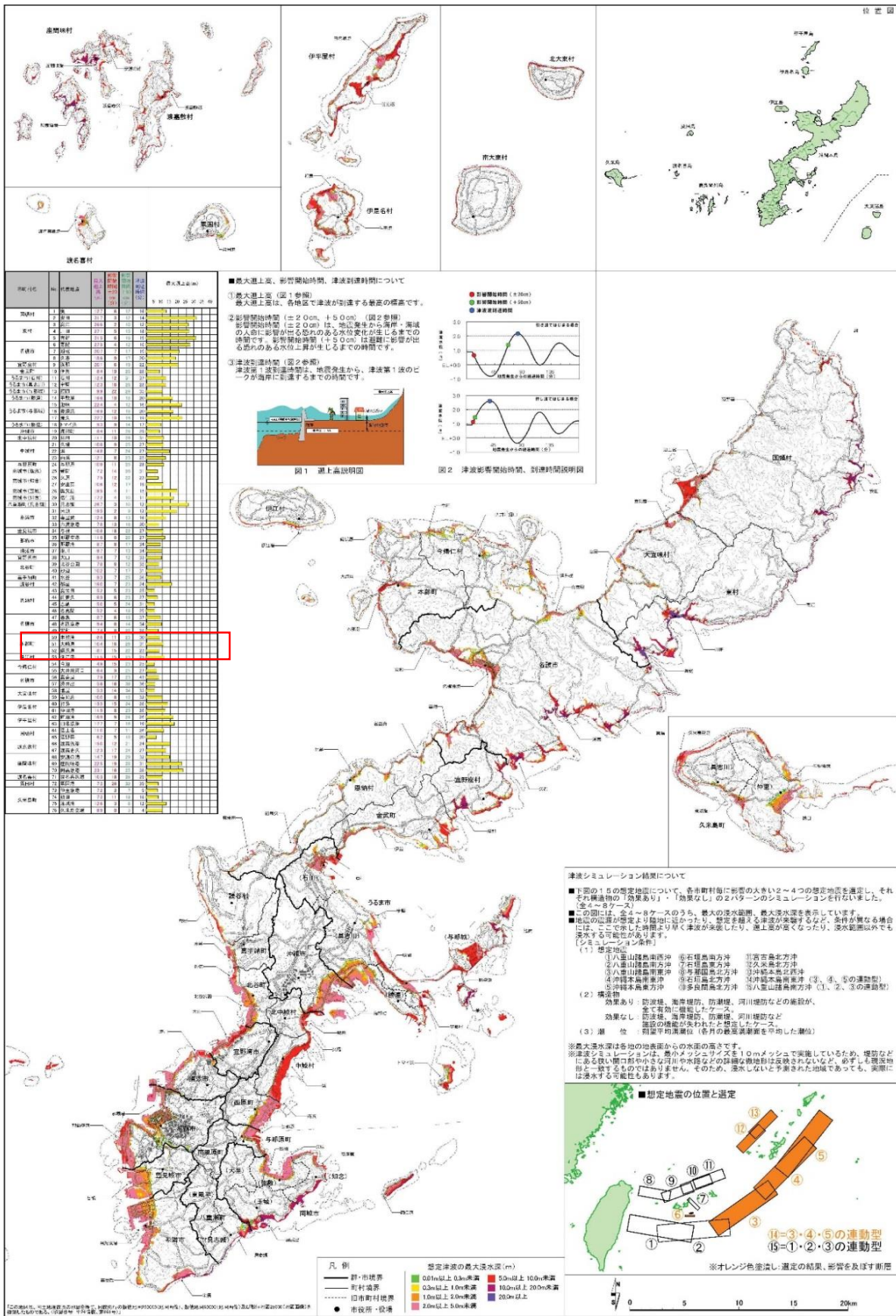
No	断層名	断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード (※1)
①	八重山諸島南西沖地震	270km	70km	20m	8.7
②	八重山諸島南方沖地震(※2)	300km	70km	20m	8.8
③	八重山諸島南東沖地震	300km	70km	20m	8.8
④	沖縄本島南東沖地震	300km	70km	20m	8.8
⑤	沖縄本島東方沖地震	300km	70km	20m	8.8
⑥	石垣島南方沖地震(※2)	40km	20km	20m	7.8
		15km	10km	90m	(※3)
⑦	石垣島東方沖地震(※2)	60km	30km	20m	8.0
⑧	与那国島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑨	石垣島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑩	多良間島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑪	宮古島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑫	読谷北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑬	沖縄本島北西沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑭	沖縄本島南方沖地震	100km	50km	12m	8.2
⑮	沖縄本島北東沖地震	100km	50km	12m	8.2
⑯	3連動八重山諸島南方沖地震	200km	70km	20m	9.0
		175km	70km	20m	
		300km	70km	20m	

※1：マグニチュードはモーメントマグニチュードである。

※2：1771年八重山地震津波の再現モデルである。

※3：地すべりを再現したパラメータであるため、マグニチュードで示すことができない。

■平成24年度最大クラスの津波浸水想定結果



(3) 最大クラスの津波（津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定）

平成24年度の津波浸水想定以後、新たな知見（津波履歴等）を踏まえ、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等を予測した。なお、この予測結果は、沖縄本島側の琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード8.2に設定したものである。

想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりである。

■ 「沖縄県津波被害想定調査」（平成26年度）津波浸水想定モデル一覧

No	断層名	断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード (※1)
①	八重山諸島南西沖地震	270km	70km	20m	8.7
②	八重山諸島南方沖地震 ^(※2)	300km	70km	20m	8.8
③	八重山諸島南東沖地震	300km	70km	20m	8.8
④	沖縄本島南東沖地震	100km	50km	12m	8.2
⑤	沖縄本島南東沖地震 ^(※4)	100km	50km	12m	8.2
⑥	沖縄本島東方沖地震	100km	50km	12m	8.2
⑦	沖縄本島北東沖地震	100km	50km	12m	8.2
⑧	石垣島南方沖地震 ^(※2)	40km	20km	20m	7.8
		15km	10km	90m	— ^(※3)
⑨	石垣島東方沖地震 ^(※2)	60km	30km	20m	8.0
⑩	与那国島北方沖地震	130km	40km	8 m	8.1
⑪	石垣島北方沖地震	130km	40km	8 m	8.1
⑫	多良間島北方沖地震	130km	40km	8 m	8.1
⑬	宮古島北方沖地震	130km	40km	8 m	8.1
⑭	読谷北方沖地震	130km	40km	8 m	8.1
⑮	沖縄本島北西沖地震	130km	40km	8 m	8.1
⑯	3連動 八重山諸島南方沖地震	200km	70km	20m	9.0
		175km	70km	20m	
		300km	70km	20m	

※1：マグニチュードはモーメントマグニチュードを示す。

※2：1771年八重山地震津波の再現モデルである。

※3：地滑りを再現したパラメータであるため、モーメントマグニチュードで示すことができない。

※4：1791年の地震の再現モデル。

第5節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

本村の当該地域を管轄する指定地方行政機関、読谷村、沖縄県、指定公共機関、指定地方公共機関、県内の公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者等が防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりである。

1. 読谷村

- (1) 村防災会議及び村災害対策本部に関する事務
- (2) 防災に関する広報・教育・訓練の実施
- (3) 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備
- (4) 防災に関する施設及び設備の整備
- (5) 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置
- (6) 災害情報の収集、伝達及び被害調査
- (7) 水防、消防、救助その他の応急措置
- (8) 災害時の保健衛生及び文教対策
- (9) 災害時における交通輸送の確保
- (10) 災害廃棄物の処理
- (11) 被災施設の災害復旧
- (12) 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等の対策
- (13) 地域の関係団体及び防災上重要な施設の管理者が実施する災害応急対策等の調整
- (14) 公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実及び住民の自発的な防災活動の促進
- (15) その他災害の発生の防衛又は拡大防止のための措置

2. ニライ消防

- (1) 水防、消防その他応急措置に関すること
- (2) 救助、救出活動及び避難の誘導に関すること
- (3) 住民への予報の伝達に関すること

3. 県の出先機関

- (1) 県立中部病院
災害時における医療、助産の実施
- (2) 中部土木事務所
所管に係る施設（道路、橋梁、河川、海岸保全施設、急傾斜地等）の災害予防、災害時における応急対策及び災害復旧対策並びにこれらの指導
- (3) 中部農林土木事務所
所管に係る施設（農道、農地、用排水、農業用ダム、海岸保全施設、漁港、畑地かんがい施設、圃場等）の災害予防、災害時における応急対策及び災害復旧対策並びにこれらの指導
- (4) 中部農業改良普及センター
 - ア 農作物の災害応急対策及び指導
 - イ 村が行う被害調査及び応急対策への協力
 - ウ 災害時における被災農家の再生産及び生活指導
 - エ その他所管業務についての防災対策

第1編 基本編
第1章 総則

- (5) 南部林業事務所
 - ア 保安林の維持管理及び育成事業
 - イ 林務護岸等、保安施設の整備促進及び指導
 - ウ その他所管業務についての防災対策
- (6) 中部福祉保健所
 - 災害時における管内保健衛生対策及び指導
- (7) 企業局維持管理事務所
 - ア 災害時における給水の確保
 - イ 所管水道施設の被害調査及び災害復旧
- (8) 嘉手納警察署
 - ア 災害警備計画に関すること
 - イ 被害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること
 - ウ 被災者の救出救助及び避難指示・誘導に関すること
 - エ 交通規制・交通管制に関すること
 - オ 死体の見分・検視に関すること
 - カ 犯罪の予防等社会秩序の維持に関すること

4. 指定地方行政機関

- (1) 九州管区警察局
 - ア 警察災害派遣隊の運用及び調整に関すること
 - イ 災害時における他管区警察局との連携に関すること
 - ウ 管区内各県警察及び防災関係機関との協力及び連絡調整に関すること
 - エ 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること
 - オ 災害時における警察通信の運用に関すること
 - カ 津波警報の伝達に関すること
- (2) 沖縄総合事務局
 - ア 総務部
 - (ア) 沖縄総合事務局の庶務及び連絡調整に関すること
 - (イ) 沖縄総合事務局所管の被害状況調査の総括に関すること
 - イ 財務部
 - (ア) 地方公共団体に対する災害融資
 - (イ) 災害時における金融機関に対する緊急措置の要請
 - (ウ) 公共土木等被災施設の査定の立会
 - (エ) 地方自治体単独災害復旧事業（起債分を含む）の査定
 - ウ 農林水産部
 - (ア) 農林水産業に係る被害状況等災害に関する情報の収集、報告
 - (イ) 農林水産関係施設等の応急復旧及び二次災害防止対策
 - (ウ) 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策
 - (エ) 応急用食料、災害復旧用材等の調達・供給対策
 - エ 経済産業部
 - (ア) 災害時における所掌に係る物資の需給及び価格の安定対策
 - (イ) 被災商工業者に対する金融、税制及び労務
 - オ 開発建設部
 - (ア) 直轄国道に関する災害対策
 - (イ) 直轄ダムに関する警報等の発令伝達及び災害対策
 - (ウ) 直轄港湾等災害復旧事業に関する災害対策

第1編 基本編

第1章 総則

- (エ) 公共土木施設の応急復旧の指導、支援
- (オ) 大規模土砂災害における緊急調査
- カ 運輸部
 - (ア) 災害時における陸上及び海上輸送の調査及び鉄道、車両、船舶等の安全対策
 - (イ) 災害時における自動車運送事業者に対する運送及び船舶運航事業者に対する航海等の協力要請
 - (ウ) 災害時における輸送関係機関との連絡調整
- (3) 九州厚生局
 - ア 災害状況の情報収集、通報に関すること
 - イ 関係職員の現地派遣に関すること
 - ウ 関係機関との連絡調整に関すること
- (4) 沖縄森林管理署
 - ア 国有林野の保安林、治山施設等の管理及び整備
 - イ 災害復旧用材の需給対策
 - ウ 国有林における災害復旧
 - エ 林野火災防止対策
- (5) 沖縄防衛局
 - ア 米軍の活動に起因する災害等が発生した場合の関係機関への連絡調整
 - イ 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整
 - ウ 「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」に関する支援及び連絡調整
 - エ 日米地位協定等に基づく損害賠償
 - オ 地方公共団体等への連絡調整支援及び技術支援等
- (6) 那覇産業保安監督事務所
 - ア 鉱山施設の保全、危害防止及び鉱害の防止対策
 - イ 災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安の確保
- (7) 那覇空港事務所
 - ア 空港及びその周辺における航空機に関する事故、その他空港における事故に関する消火及び救助
 - イ 航空運送事業者に対する輸送の協力要請
 - ウ 被災者、救助物資等の航空機輸送の調整
- (8) 第十一管区海上保安本部
 - ア 警報等の伝達に関すること
 - イ 情報の収集に関すること
 - ウ 海難救助等に関すること
 - エ 緊急輸送に関すること
 - オ 物資の無償貸与又は譲与に関すること
 - カ 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること
 - キ 流出油等の防除に関すること
 - ク 海上交通安全の確保に関すること
 - ケ 警戒区域の設定に関すること
 - コ 治安の維持に関すること
 - サ 危険物の保安措置に関すること

第1編 基本編

第1章 総則

(9) 沖縄気象台

- ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
- イ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。
- ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

(10) 沖縄総合通信事務所

- ア 非常の場合の電気通信の監理（非常通信に係る無線局の臨機の措置、臨時災害FM局の開設など）
- イ 災害時における非常通信の確保
- ウ 災害対策用移動通信機器の貸出
- エ 沖縄地方非常通信協議会との連携・調整

(11) 沖縄労働局

- ア 災害時における労働災害防止対策
- イ 災害に関連した失業者の雇用対策

(12) 九州地方環境事務所那覇自然環境事務所

- ア 災害廃棄物等の処理対策に関する事
- イ 環境監視体制の支援に関する事
- ウ 飼育動物の保護等に係る支援に関する事

(13) 国土地理院沖縄支所

- ア 地殻変動の監視に関する事
- イ 災害時における地理空間情報の整備・提供に関する事
- ウ 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関する事

5. 自衛隊

- (1) 災害派遣の準備
- (2) 災害派遣の実施

6. 沖縄県

- (1) 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務
- (2) 防災に関する広報・教育・訓練の実施
- (3) 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備
- (4) 防災に関する施設及び設備の整備
- (5) 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置
- (6) 災害情報の収集、伝達及び被害調査
- (7) 水防、消防、救助、その他の応急措置
- (8) 災害時の保健衛生及び文教対策
- (9) 災害時における交通輸送の確保
- (10) 災害廃棄物の処理に係る調整及び事務
- (11) 被災施設の災害復旧
- (12) 被災者に対する融資等対策
- (13) 村が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての援助及び調整
- (14) 県内の防災関係機関の応急復旧対策、応援・受援の調整及び県外からの応援等の調整
- (15) その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置

7. 沖縄県警察

- (1) 災害警備計画に関すること
- (2) 被害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること
- (3) 被災者の救出救助及び避難指示・誘導に関すること
- (4) 交通規制・交通管制に関すること
- (5) 死体の見分・検視に関すること
- (6) 犯罪の予防等社会秩序の維持に関すること

8. 指定公共機関

- (1) NTT西日本（株）沖縄支店、NTTコミュニケーションズ（株）、ソフトバンクテレコム（株）
電信電話施設の保全と重要通信の確保
- (2) （株）NTTドコモ、KDDI（株）、ソフトバンクモバイル（株）
移動通信施設の保全と重要通信の確保
- (3) 日本銀行（那覇支店）
銀行券の発行及び通貨・金融の調整を行うとともに、資金決済の確保を図り、信用秩序の維持に資する。
- (4) 日本赤十字社（沖縄県支部）
 - ア 災害時における医療、助産等医療救護活動の実施並びに遺体処理等の協力に関すること
 - イ 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関するボランティア活動の連絡調整に関すること
 - ウ 義援金品の募集及び配分の協力に関すること
 - エ 災害時における血液製剤の供給に関すること
- (5) 日本放送協会（沖縄放送局）
気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報
- (6) 沖縄電力（株）
 - ア 電力施設の整備と防災管理
 - イ 災害時における電力供給確保
- (7) 西日本高速道路（株）（沖縄高速道路事務所）
 - ア 同社管理道路の防災管理
 - イ 被災道路の復旧
- (8) 日本郵便（株）沖縄支社（各郵便局）
 - ア 災害時における郵便業務運営の確保
 - イ 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱
 - ウ 災害時における窓口業務の確保

9. 指定地方公共機関

- (1) （一社）沖縄県医師会
災害時における医療及び助産の実施
- (2) （公社）沖縄県看護協会
災害時における医療及び助産の看護の実施体制への協力
- (3) （一社）沖縄県バス協会
 - ア 災害時におけるバスによる被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関する連絡調整
 - イ 災害時における輸送路線及び施設の確保に関する連絡調整
- (4) 琉球海運（株）

災害時における船舶による救助物資等の輸送の確保

(5) (一社) 沖縄県高圧ガス保安協会

高圧ガス施設の防災対策及び災害時における高圧ガス供給並びに消費設備にかかる復旧支援

(6) (一社) 沖縄県婦人連合会

災害時における女性の福祉の増進

(7) 沖縄セルラー電話(株)

電気通信の疎通の確保と重要通信の確保

(8) (一社) 沖縄県薬剤師会

災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力に関する事

10. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

(1) 沖縄県農業協同組合ゆんた支店、沖縄県花卉園芸農業協同組合、読谷村漁業協同組合、
沖縄県森林組合連合会

ア 農林漁業関係者の安全の確保に関する事

イ 農林漁業関係の被害状況調査及び応急対策の協力に関する事

ウ 災害時における食料及び物資等の供給及び海上輸送等の協力に関する事

エ 農林漁業の災害応急・復旧対策に関する事

オ 被災農林漁業者の再建支援に関する事

(2) 中部地区医師会

災害時における医療、助産の実施

(3) 読谷村社会福祉協議会

ア 災害ボランティアセンターの設置・運営及び災害ボランティアセンターの支援に関する事

イ 活福祉資金の貸付に関する事

ウ 社会福祉施設との連絡調整に関する事

(4) 読谷村商工会

ア 被害状況調査及び応急対策の協力に関する事

イ 救助物資、復旧資材の確保、あっせん、輸送等についての協力に関する事

ウ 災害時における物価安定についての協力に関する事

(5) 各公民館及び自治会、自主防災組織

ア 備蓄の推進、防災訓練の実施又は参加に関する事

イ 災害時における村民の避難誘導、被災者の救護その他村が行う災害応急対策についての協力に関する事

(6) 報道機関（テレビ放送局、ラジオ放送局、新聞社、コミュニティFM放送局）

災害状況及び災害対策に関する報道

(7) (公財) 沖縄県国際交流・人材育成財団

外国人に関する情報提供等の協力に関する事

(8) (一財) 沖縄観光コンベンションビューロー、沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合、読
谷村観光協会

観光・宿泊客の安全の確保に関する事

(9) (一社) 沖縄県歯科医師会、(一社) 沖縄県薬剤師会

災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力に関する事

(10) (一社) 沖縄県獣医師会

災害時の動物の医療保護活動に関する事

第1編 基本編
第1章 総則

- (11) (一社) 沖縄県建設業協会
 - ア 災害時の重機等による救援活動の協力に関する事
 - イ 災害時の公共土木施設の被害調査、応急復旧活動、建設活動の協力に関する事
- (12) 沖縄県土地改良事業団体連合会
 - ア 農業用ダムやため池、かんがい用樋門、たん水防除施設等の整備、防災管理に関する事
 - イ 農地及び農業用施設の災害調査及び災害復旧に関する事
- (13) 沖縄県トラック協会
 - 災害時におけるトラックによる救助物資及び避難者等の輸送の協力に関する事
- (14) (一社) 沖縄県ハイヤー・タクシー協会
 - 災害時における道路等の被害情報の収集伝達、タクシーによる被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関する事
- (15) (公財) 沖縄県交通安全協会連合会
 - ア 避難者の誘導及び救出救護の協力に関する事
 - イ 被災地及び避難場所の警戒に関する事
 - ウ 関係機関の行う災害救助活動及び復旧活動についての協力に関する事
- (16) 沖縄県石油商業組合、沖縄県石油業協同組合
 - 石油設備の防災対策及び災害時における石油燃料の供給に関する事
- (17) 下水道指定工事店
 - 災害時の下水道施設の被害調査、応急復旧活動及び建設活動の協力に関する事
- (18) 読谷村管工事業組合
 - 読谷村水道災害及び渇水時における応援活動の協力に関する協定に基づく活動
- (19) 読谷村指定給水装置工事事業者
 - 災害時の給水装置の被害調査、応急復旧活動及び建設活動の協力に関する事
- (20) (一社) 沖縄県産業廃棄物協会
 - 災害廃棄物処理についての協力に関する事
- (21) (公社) 沖縄県環境整備協会
 - 災害時のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬並びに浄化槽の点検・復旧についての協力に関する事
- (22) 危険物等取り扱い事業者
 - ア 危険物の保安及び周辺住民の安全確保に関する事
 - イ 災害時における石油等の供給に関する事
- (23) 社会福祉施設管理者
 - ア 避難施設の整備と訓練の実施
 - イ 災害時における収容者の保護及び誘導
 - ウ 入所者及び通所者の安全の確保
- (24) 病院管理者
 - ア 入院患者及び通院患者の安全の確保に関する事
 - イ 被災傷病者の救護に関する事
- (25) 学校法人
 - ア 児童及び生徒等の安全の確保に関する事
 - イ 施設の整備、避難訓練の実施等の防災対策に関する事
- (26) 金融機関
 - 被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置に関する事
- (27) 読谷村民生委員児童委員協議会
 - 要配慮者への支援

第6節 村民等の責務

村民及び各地域の自治会、自主防災組織並びに事業者の防災上の基本的責務は次のとおりとする。

1. 村民

- (1) 防災・減災の知識習得及び過去の災害の教訓の伝承
- (2) 自宅建物及び設備の減災措置及び避難行動の検討
- (3) 飲料水、食料及び生活用品等の7日分以上の備蓄と点検
- (4) 消防団、自主防災組織及び防災訓練等への参加及び活動への協力
- (5) 警報、避難情報等の収集及び家族・近所への伝達
- (6) 家族及び近所の避難行動要支援者等の避難支援
- (7) 災害廃棄物の分別
- (8) その他自ら災害に備えるために必要な行動

2. 自治会・自主防災組織

- (1) 自主防災活動マニュアル、資機材の整備及び点検
- (2) 地域の災害危険性の把握及び点検並びに過去の災害の教訓の伝承
- (3) 避難行動要支援者の把握及び避難支援プランの作成協力
- (4) 地区の孤立化対策（通信機器・食料備蓄等）
- (5) 自主防災リーダーの養成
- (6) 自主防災活動及び訓練の実施
- (7) 気象情報等の収集及び伝達
- (8) 地区内の要配慮者及び被災者の救助・救援対策の協力
- (9) 災害時の避難所の自主運営
- (10) 災害廃棄物の分別及び集積所の管理協力

3. 事業者

- (1) 従業員の防災教育及び訓練
- (2) 事業継続計画（BCP）の作成及び更新
- (3) 所管施設及び設備の減災措置及び避難対策の検討
- (4) 従業員等の飲料水、食料及び生活用品等の備蓄と点検
- (5) 自衛消防活動・訓練
- (6) 気象情報等の収集、従業員及び所管施設利用者等への伝達及び避難誘導
- (7) 消防団、自主防災組織への参加及び活動への協力
- (8) 避難行動要支援者等の避難支援
- (9) 災害廃棄物の分別
- (10) 災害時の事業継続、国、県、市町村の防災活動の協力（災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、人材等に関わる事業者に限る。）
- (11) その他自ら災害に備えるために必要な活動及び地域の防災活動への協力

第2章 基本方針

第1節 災害の想定と防災計画の基本的な考え方

1. 想定の方

(1) 想定災害

ア 地震・津波

東日本大震災の教訓を踏まえて、これまでの切迫性の高い地震・津波の想定に加えて、発生頻度は極めて低いものの科学的知見からあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波も考慮する必要がある。このため、今後の地震・津波対策では、二つのレベルの地震・津波を想定する。

一つはこれまでの調査から発生確率が高いと考えられる地震・津波で、第1章第4節3の「(1) 津波浸水想定」に示す地震・津波である。

もう一つは歴史的見地等から想定される最大クラスの地震・津波で、発生頻度は極めて低いものの甚大な被害をもたらすものであり、平成23年(2011年)東北沖地方太平洋沖地震や明和8年(1771年)八重山地方大地震による大津波などがあげられ、第1章第4節3「(2) 大規模津波浸水想定」に示す今後明らかにしていく地震・津波である。

なお、地震・津波の想定にあたっては古文書等の資料の分析、地形・地質の調査、津波堆積物調査及び海岸地形の調査等の科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震・津波の発生等をより正確に調査するとともに、地震活動の長期評価を行っている地震調査研究推進本部との連携に留意する。

イ 風水害等

地球温暖化による気候変動等から大雨、洪水、高潮及び土砂災害等の自然災害リスクが高まっており、集中豪雨等の被害が多発している。洪水や土砂災害については水防法や土砂災害防止法等に基づいて危険区域を想定しているが、想定を超えるはん濫や大規模な土砂崩壊が発生する可能性もある。

このため、地震・津波と同様に発生頻度は極めて低いものの、科学的知見からあらゆる可能性を考慮して、最大クラスの風水害についても想定する必要がある。

また、大規模事故災害については、海上、航空機、原子力艦等の災害のほか、モノレールや海底トンネルが開通したことを考慮し、鉄軌道やトンネルでの大規模事故も想定していく必要がある。

(2) 被害想定

最新の科学的知見による想定災害の見直しに応じて、被害想定も次の点に留意して適宜見直ししていく必要がある。

ア 被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎となるよう、具体的な被害を算定する。

イ 今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すよう検討する、とともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

なお、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

ウ 津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波の高さ、浸水範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く。

また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火又は大規模な地すべり等を原因とする津波もありうることに留意する。

2. 防災計画の考え方

村は、県及び指定地方公共機関等と連携し、災害及び被害想定の結果に基づき防災計画を検討する必要がある。

検討においては、自然災害を完全に封ずることには無理があるため、被害を最小化する「減災」の考え方に立つとともに、本村の地域特性を踏まえた被害想定に基づいて減災目標を策定する。

また、想定レベルや地域の社会構造に応じて、次の点に留意して効果的で実効性の高い計画にすることが重要である。

(1) 想定する災害のレベルへの対応

ア 最大クラスの災害に対しては、村民等の生命を守ることを最優先として、村民等の避難を軸に、防災意識の向上、想定結果を踏まえた防災施設や避難施設等の整備、土地利用、建築規制などを組み合わせるほか、経済被害の軽減など地域の状況に応じた総合的な対策を検討する。

イ 比較的発生頻度の高い一定程度の災害に対しては、人命保護に加え、村民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、防災施設の整備等を検討する。

(2) 地域の社会構造の変化への対応

ア 人口の偏在、少子高齢化、グローバル化、情報通信技術の発達等に伴い、社会情勢は大きく変化しつつある。

村は社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりに十分配慮し、次に掲げるような変化について十分な対応を図るよう検討する。

(ア) 都市部では災害に強い都市構造の形成、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報公開等の安全確保対策が必要である。

また、人口減少地域では、災害時の情報伝達手段の確保、防災ボランティア活動への支援及び地場産業の活性化等が必要である。

(イ) 高齢者（とりわけ独居老人）や障がい者等の要配慮者（※1）が増加している。

防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等の様々な場面において、要配慮者に応じたきめ細かな施策を福祉施策と連携して行う必要がある。

また、社会福祉施設、医療施設等の災害危険性の低い場所への誘導等、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。

さらに、平常時から避難行動要支援者（※2）の所在等を把握し、災害の発生時には迅速に避難誘導・安否確認等を行える体制が必要である。

(ウ) 経済社会活動の拡大とともに、観光客や外国人が増加している。

災害の発生時に、観光客や外国人にも十分配慮するとともに、村の経済力や信用力を強化する観点からも、本村の防災体制を強化する必要がある。

(エ) 生活者の多様な視点への配慮が求められている。

防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

(オ) ライフライン及びインターネット等の情報通信や交通のネットワークへの依存度の増大がみられる。

これらの施設の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすため、施設の耐災化を進めるとともに、補完的機能の充実が必要である。

(カ) 村民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられる。

コミュニティ、自主防災組織等の強化、要配慮者を含めた多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等を図る必要がある。

イ 近年の高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、高層ビル、トンネル及び橋梁等の道路構造の大規模化等に伴い、事故災害の予防が必要とされている。

※1 要配慮者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、災害時要援護者ともいう。一般的に高齢者、障がい者、外国人、妊産婦及び乳幼児等があげられる。

※2 避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難で、特に支援を要する人々をいう。

(3) 行政の業務継続計画との関係

東日本大震災では、行政機能の喪失が大きな課題となった。大規模災害による村の各施設、行政機能及び災害対策本部の機能への影響等を点検し、機能喪失の軽減対策や機能喪失時の対応等を網羅した業務継続計画を作成する必要がある。

(4) 複合災害への対応

同時又は連続して複数の災害が発生し、それらの影響が複合化することで、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事態が考えられる。

本村において発生のある可能性がある複合災害を想定し、後発の災害にも効果的に対応できるように、要員や資機材等の投入の判断、応援確保等のあり方を検討する必要がある。

第2節 防災対策の基本理念及び施策の概要

本村は、台風等による風水害の発生や周辺海域での地震・津波等が懸念されるとともに、人口増加、増加する高齢者や観光客等の社会的条件を併せ持つ。そのため、村民の生命、身体及び財産を災害から保護する防災対策は、行政上最も重要な施策である。

防災施策は、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づいて、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害時の社会経済活動の停滞を最小限にとどめることが重要である。

このため、災害対策の実施に当たっては、村及び指定公共機関、国、県がそれぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、村、国、県を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、村、国、県、公共機関、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとるものとする。

なお、防災対策には、時間の経過とともに、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

各段階における基本理念及びこれに則り実施すべき施策の概要は、以下のとおりである。

1. 周到かつ十分な災害予防対策

複合災害による厳しい事態の発生に対処できるように、最新の科学的知見を総動員して起こり得る災害及びそれによる被害を的確に想定し、可能な限りの備えを行う必要がある。

また、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせる必要がある。

さらに、村民一人ひとりが防災に対する意識を高め、自らの命と生活を守れるよう、村民の防災行動力の向上を促進するとともに、地域の組織や団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進する。

その他、災害に強い地域経済を確保するため、企業や組織の事業継続、物資等の供給網の確保、相互支援の取り組み等を促進する。

以上を踏まえ、災害予防段階における基本理念及び施策の概要は以下のとおりとする。

(1) 基本理念

ア 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策を推進する。

イ 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

(2) 施策の概要

ア 災害に強い村づくり・まちづくりを実現するための主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等による災害に強い都市構造の形成、住宅や学校・病院等公共施設等の安全化及び代替施設の整備等によるライフライン機能確保

イ 事故災害を予防するための事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実

- ウ 村民の防災活動を促進するための防災教育等による村民への防災思想及び防災知識の普及、防災訓練の実施、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承による村民の防災活動環境の整備等
- エ 防災に関する調査研究及び観測等を推進するための基礎データの集積、工学的、社会的分野を含めた防災に関する調査研究の推進及び観測の充実・強化並びにこれらの成果の情報提供及び防災施策への活用
- オ 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実、情報伝達体制の食料・飲料水等の備蓄及び関係機関が連携した実践的な防災訓練の実施等

2. 迅速かつ円滑な災害応急対策

迅速かつ正確な情報収集・伝達・共有を可能とする平時からの備え・訓練を行い、的確に状況を把握・想定し、適時に判断・対応できるようにする。

また、被災者のニーズの変化や多様性に柔軟かつ機敏に対応する。

以上を踏まえ、災害応急段階における基本理念及び施策の概要は以下のとおりとする。なお、防災関係機関は災害応急対策従事者の安全確保に十分配慮するものとする。

(1) 基本理念

- ア 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- イ 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

(2) 施策の概要

- ア 災害発生の兆候が把握された際の警報等の伝達、住民の避難誘導、避難行動要支援者や観光客等の避難支援及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動
- イ 発災直後の被害規模の早期把握、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的・効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制の確立
- ウ 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、円滑な救助・救急活動、医療活動・消火活動等を支えるとともに被災者に緊急物資を供給するための交通規制の実施、施設の応急復旧活動、障害物除去等による交通の確保及び優先度を考慮した緊急輸送活動
- エ 被災者の速やかな避難誘導と安全な避難所への収容、避難所の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供等広域的避難収容活動
- オ 被災者等への的確かつわかりやすい情報の速やかな公表・伝達及び相談窓口の設置等による住民等からの問い合わせへの対応
- カ 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達と被災地のニーズに応じた供給
- キ 被災者の健康状態の把握等避難所を中心とした被災者の健康保持に必要な活動、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動及び迅速な遺体の処理等
- ク 防犯活動等による社会秩序の維持のための対策及び物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等

- ケ 応急対策のための通信施設の応急復旧、二次災害防止のための土砂災害等の危険箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧及び二次災害の防止のための危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策の実施
- コ ボランティア、義援物資・義援金及び海外等からの支援の適切な受入れ

3. 適切かつ速やかな災害復旧・復興対策

被災地域の特性等を踏まえ、より良い地域社会を目指した普及・復興対策を推進することとし、災害復旧・復興段階における基本理念及び施策の概要は、以下のとおりとする。

(1) 基本理念

災害復旧・復興段階においては、「発災後は速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。」ことを基本理念とする。

(2) 施策の概要

- ア 被災の状況や被災地域の特性等を勘案した被災地域の復旧・復興の基本方向の早急な決定と事業の計画的推進
- イ 物資、資材の調達計画等を活用した迅速かつ円滑な被災施設の復旧
- ウ 再度災害の防止とより快適な都市環境を目指した防災まちづくり
- エ 災害廃棄物処理の広域処理を含めた処分方法の確立、計画的な収集、運搬及び処理による迅速かつ適切な廃棄物処理
- オ 被災者に対する資金援助、住宅確保及び雇用確保等による自立的生活再建の支援
- カ 被災中小企業の復興等の地域の自立的发展に向けた経済復興の支援

4. その他

村、県及び公共機関等は、互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災関係機関同士や村民等の間及び村民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

第3節 本村の特殊性等を考慮した重要事項

本村は、人口増加による都市化が進むことが予想される。海岸部においては、津波に対する防災上不利な地理的条件があるなど、防災対策の重点を位置づける必要がある。

また、東日本大震災の検証は現在も続いており、これを踏まえた防災計画の検討は時間を有する事項も多くある。このため、村民の津波被害対策や防災教育及び防災訓練の充実等、村民の生命を守るソフト対策を優先して早急に取り組むことが重要である。

また、耐震化及び津波防御施設の整備等のハード対策についても、中長期課題として位置づける必要がある。

第4節 地域防災計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。したがって、各防災関係機関は、関係ある事項について、修正しようとする場合は、計画修正案を読谷村防災会議（総務課）に提出するものとする。

1. 防災計画の効果的推進

本計画は、想定した災害の諸形態を考慮して村内の防災に関する事項を網羅的に示している。計画の見直しに当たっては、本村の自然的及び社会的な条件等を勘案して各事項を検討のうえ、必要な事項を記載する。また、特殊な事情がある場合は、適宜必要な事項を付加する。

総務課は、この計画を効果的に推進するため、又、本計画に基づく対策の推進に最大限努力し、制度等の整備及び改善等を実施する。関係各課との連携及び他機関との連携を図り、次の対策を実施する。

■計画推進のための対策

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○職員初動マニュアル作成並びに訓練等を通じた職員への周知徹底及び検証○計画、職員初動マニュアルの定期的な点検並びに点検や訓練から得られた関係機関の調整に必要な事項や教訓等の反映 |
|---|

2. 様々な主体の相互連携と住民運動の展開

いづれどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要である。個人、家庭、地域、企業及び団体等社会の様々な主体は、相互に連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う防災活動を展開する。

また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題及び実施方針を定め、関係機関等の連携の強化を図る。

3. 県及び指定地方公共機関等の連携

県及び指定地方公共機関等と相互に密接な連携を図る。また、他の自治体とも連携を図り、広域的な視点で防災対策の推進を図るよう努める。

4. 地区防災計画の策定等

本計画は、村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が共同で行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）について定めることができる。

地区居住者等は、共同して、村防災会議に対し、村防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。

村防災会議は、遅滞なく、地区居住者等の提案を踏まえて村防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、村防災計画に地区防災計画を定めなければならない。

5. 防災計画の周知徹底

この計画は、読谷村の職員及び関係行政機関、関係公共機関、その他防災に関する主要な施設の管理者等に、周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、災害対策基本法第42条第4項に定める公表のほか、村民に周知徹底するように努めるものとする。

【災害対策基本法第42条】

第四十二条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

- 2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（次項第四項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱
 - 二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
 - 三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
- 3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。
- 4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。
- 5 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 6 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第二十一条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。